

子どもの夢応援事業補助金 募集の手引き

令和7年4月改訂 こども未来局こども健全育成課

－ はじめに －

この手引きは、子どもの夢応援事業補助金の募集にあたって、応募の手続きについてまとめたものです。

応募にあたっては、本手引き等を確認するとともに担当者と十分に打ち合わせください。

－ 目 次 －

1 補助制度の内容について

(1) 補助の目的	1
(2) 補助対象事業	1
(3) 補助対象経費・補助金の上限額	3
(4) 補助対象者	5
(5) 暴力団の排除	6

2 補助金申請の手続きについて

(1) 交付申請	8
(2) 事業の変更・中止	10
(3) 事業実績報告	10
(4) 支払に係る手続きについて	11

3 参考資料

(1) 子どもの夢応援事業補助金交付事務フロー	12
(2) 福岡市子どもの夢応援事業補助金交付要綱	13
(3) 福岡市子どもの夢応援事業補助金交付要領	18
(4) 様式集	21

1 補助制度の内容について

(1) 補助の目的（要綱第2条関係）

子どもの社会性や自律性の育成及び地域で子どもを育む活動の活性化に向け、子どもたちが自主的に企画・実施するユニークで夢のある行事や活動を支援することが目的です。

(2) 補助対象事業（要綱第3条、第4条関係）

次の条件を全て満たす事業を対象とします。なお、子どもの年齢は、おおむね18歳未満とします。

- ①地域の子どもの対象としている
- ②子どもたちが企画、実施するなど主体的に関わるユニークで夢のある取り組みである
- ③子どもを育む活動の活性化が期待される
- ④6月1日以降に実施する

ただし、上記を満たした場合であっても、以下に該当する場合は、補助金を交付する対象とはなりません。

- ①営利を目的とする活動
- ②宗教的又は政治的宣伝活動
- ③公序良俗に反する活動
- ④例年実施されており、恒例となっている活動
- ⑤本市及び他機関の補助制度の適用を受けている活動
- ⑥単に既存の事業や行事（イベント）等に参加する活動
- ⑦その他補助することがふさわしくないと区長が認めるもの

○補助対象事業に関する Q&A

問1) 子どもたちが企画・立案したものでないと申請できないのですか。

答1) 補助の目的から、子どもたちの意見を企画の段階から取り入れるなど、子どもたちが自主的に企画・立案した事業を補助対象事業とします。

問2) 補助対象外事業となる、「例年実施されており、恒例になっている活動」とはどのようなものですか。前年と同じ内容でも構いませんか。

答2) 校区の祭り、もちつき、運動会、キャンプなど、地域で以前から行われており、その地域恒例となっている行事（活動）のことを指します。これらに該当する場合は、原則として補助対象外とします。

ただし、子どもたちが企画・立案するなど主体的に関わり、対象者や内容を大幅に見直したうえで実施する場合については、例外として補助対象とします。

【具体例】前年度にキャンプを実施し、再度キャンプで申請したい場合

- 飯ごう炊飯やキャンプファイアーから災害復興ボランティアへ内容を変更
- × キャンプの場所を今宿野外センターから夜須高原キャンプ場へ変更
- × 対象者を小学5～6年生から中学生までに変更

問3) 「自治協議会共創補助金」の交付を受けている自治協議会や、「中学校区非行防止対策事業補助金」の交付を受けている中学校区青少年育成連絡協議会は、子どもの夢応援事業には申請できないのですか。

答3) 自治協議会や中学校区青少年育成連絡協議会も申請することができます。

ただし、子どもの夢応援事業に申請する事業については、「自治協議会共創補助金」や「中学校区非行防止対策事業補助金」と重複して利用することができませんのでご注意ください。（町内会費など、自治協議会や中学校区青少年育成連絡協議会の自主財源と併用することは可能です。）

自治協議会や中学校区青少年育成連絡協議会として申請される場合は、各区地域支援課や青少年担当課の担当者と十分に協議いただきますようお願いいたします。

【具体例】

- ・自治協議会がスタンプラリー大会を主催し、子どもの夢応援事業に申請した場合
 - 子どもの夢応援事業補助金と自主財源、参加者負担金を事業の財源とする
 - × 子どもの夢応援事業補助金と自治協議会共創補助金を併用する

問4) 18歳を超える子どもが対象者に含まれている事業は申請できますか。

答4) 18歳未満の子どもたちが自主的に企画・立案するなど主体的に関わった結果、18歳を超える子どもたちが対象者に含まれている場合は、申請することができます。

(3) 補助対象経費・補助金の上限額（要綱第5条、第6条関係）

①補助対象経費

補助対象事業（P 1（2）の要件を満たす事業）に必要な経費全般が補助対象となります。
ただし、以下の経費については、補助対象となりません。

○補助の対象とならない経費

以下の経費は、補助の対象となりませんので、全額自主財源から支出していただくことになります。

i) 人件費

団体内部の賃金等

ii) 団体の直接的な運営費

事務室の賃借料、コピー機のリース料、電話加入権等

iii) 活動内容自体の委託費

事業の事務、企画、運営、調査など活動の中心となる部分の委託

iv) 工事請負費

施設整備の費用等

v) 備品購入費

取得した時の性質、形状を変えることなく比較的長期（おおむね2年以上）にわたって効用を発揮するものの購入費（単価が税込10,000円以上）

【具体例】カーペット、テント、折りたたみ椅子、デジタルカメラ 等

vi) 入場料

舞台芸術及び音楽鑑賞等に観衆、聴衆として参加する場合の入場料等

vii) 食糧費

打ち上げ、懇親会費、酒類代等

ただし、以下の経費は、事業総額の2割を限度に補助対象とします。

ア) 事業実施のために必要な昼食代・弁当代等：1人1食当たり500円まで

※講師等は1人当たり1,000円まで

イ) 茶菓代等：1人1回当たり200円まで

【具体例】打ち合わせ等で使用するお茶代、茶菓子代、昼食用の飲み物

viii) その他

その他補助対象経費とすることが適当でないと区長が認める経費

②補助上限額

補助対象事業の総経費のうち、補助対象となる経費（P 3（3）①に該当する経費）の 2／3 以内とし、6 万円を限度とします。

【交付例】

i) 補助対象事業の総経費が 15 万円、うち補助対象となる経費が 12 万円の場合
→補助対象となる経費（12 万円）の $2／3 = 8$ 万円
上限額 6 万円 < 8 万円のため、**補助金の交付額は 6 万円**

ii) 補助対象事業の総経費が 7 万円、うち補助対象となる経費が 3 万円の場合
→補助対象となる経費（3 万円）の $2／3 = 2$ 万円のため、**補助金の交付額は 2 万円**

※予算や申請団体数の関係で、上限額の交付ができない場合があります。
あらかじめご了解の上、事業計画を立てていただきますようお願いいたします。

○補助対象経費に関する Q&A

問 5) 食糧費はどのようなものが補助対象となりますか。また、食糧費について、特別な制限はありますか。

答 5) 食糧費については、原則補助対象外となります。ただし、事業実施のために「必要最小限の範囲」とであると認められるものについては、補助対象経費となることがあります。

具体的には、昼食代、弁当代等は 1 人 1 食あたり 500 円まで、茶菓代等は 1 人 1 回あたり 200 円までで、かつ、食糧費の総額が事業総額の 2 割を超えない範囲で補助対象とすることができます。なお、各上限額を超えた部分については、自主財源等から支出してください。（下記【具体例】参照）

補助対象となる事例としては、例えば、事業実施のために必要な昼食代、弁当代や事業の打ち合わせや事業終了後に引き続き行われる反省会で必要な茶菓代等があげられます。いわゆる打ち上げや、スタッフの親睦、慰労など懇親を目的としたものは補助対象となりません。また、酒類代はすべて補助対象外経費です。

【具体例】

・朝食代と昼食代を支出する場合

○ 酒類代を除く食糧費の総額が事業総額の 2 割以内で、1 人あたりの朝食代 350 円、昼食代 500 円

△ 酒類代を除く食糧費の総額が事業総額の 2 割以内で、1 人あたりの朝食代 350 円、

昼食代 550 円

→昼食代については、昼食代の補助上限額である 500 円までは補助金から充当できますが、残りの 50 円は自主財源から支出してください。

△ 1 人あたりの朝食代 350 円、昼食代 350 円であるが、酒類代を除く食糧費の総額が事業総額の 2 割を超えている。

→食糧費の補助上限額を超えない範囲内で補助することができます。

(朝食代、昼食代ともに各上限額を超えていませんが、酒類代を除く食糧費の総額が事業総額の 2 割を超えての補助はできません。)

問 6) 野外活動のため、熱中症対策にスポーツドリンクを準備したいのですが、補助対象経費とすることはできますか。

答 6) 1 人 1 回あたり 200 円までは、茶菓代等として補助対象経費とすることができます。200 円を超えた部分については、自主財源等から支出してください。

なお、経口補水液については、印消費として計上して構いません。

問 7) 補助対象期間はいつからいつまでを指しますか。

答 7) 福岡市子どもの夢応援事業補助金確定通知書(概算払いが認められた場合は、福岡市子どもの夢応援事業補助金交付決定通知書)の通知日からイベント実施日までを指します。

ただし、イベント実施日以降に、イベントに関する会議を開催する場合は、その日までとします。

(4) 補助対象者(要綱第 3 条、7 条関係)

以下の要件をすべて満たす団体を補助対象者とします。

①地域で子どもを健全に育むことを目的とした団体又は地域の子どもの団体である。

②代表者が成年者である団体である。

③小学校区単位又は中学校区単位で活動している団体で、以下に定める団体である。

対 象 と な る 団 体
自治協議会、青少年育成連合会、子ども会育成連合会、小中学校 P T A、小中学校おやじの会、中学校区青少年育成連絡協議会、その他、基本的な活動の範囲が小学校校区又は中学校校区の範囲内である団体で、事業の実施にあたって団体の会員以外にも幅広く参加を呼びかけることができる団体。

※博多小学校区、住吉小学校区、舞鶴小学校区にあっては、旧小学校区で考えるものとします。

(博多小学校区)

大浜地区、奈良屋地区、冷泉地区、御供所地区の各地区を1小学校区とします。

(住吉小学校区)

住吉地区、美野島地区の各地区を1小学校区とします。

(舞鶴小学校区)

大名地区、簀子地区、舞鶴地区の各地区を1小学校区とします。

※思いやりの心推進モデル地区の指定を受けた校区について

思いやりの心推進モデル地区の指定を受けた校区で、以下の要件をすべて満たす団体については、他団体の申請より優先される場合があります。詳細は、各区青少年担当課へお問い合わせください。

- i) モデル地区の指定を受けた校区内の団体（活動の範囲を小学校区とする団体に限る。）
- ii) 申請した年度が、思いやりの心推進モデル地区の指定を受けた年度またはその翌年度である。

○補助対象者に関する Q&A

問8) 同じ校区（同じ団体）で毎年申請できますか。
また、できる場合は、同じ内容でも構いませんか。

答8) 同じ校区（同じ団体）であっても毎年申請できますが、同じ内容での申請はできません。

補助対象外事業につきましては、問2の回答を参照してください。

(5) 暴力団の排除（要綱第8条）

福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号）第6条の規定に基づき、補助金を交付しない等の排除措置を講じるため、警察への照会確認を行います。

P5(4)に記載する補助対象者となる団体のうち「その他、基本的な活動の範囲が小学校校区又は中学校校区の範囲内である団体で、事業の実施にあたって団体の会員以外にも幅広く参加を呼びかけることができる団体」については、「役員名簿」（別紙③）に、役職名、氏名（フリガナを付したもの）、生年月日を記載し、応募書類と同時にご提出ください。

※役員名簿に記載された個人情報については、県警への照会にのみ使用し、その他の目的には使用いたしません。

○暴力団の排除に関する Q&A

問 9) 暴力団排除措置に係る別紙③の「役員名簿」には、どのような役職の者を記載しなければならないのですか。

答 9) 団体の規約に規定されている役員について、全員記載をお願いします。

問 10) 別紙③の「役員名簿」の代わりに既存の役員名簿を添付してもよいですか。

答 10) 既存の役員名簿だけでは、警察への照会確認ができない可能性がありますので、別紙③「役員名簿」の提出をお願いします。

2 補助金申請の手続きについて

(1) 交付申請（要綱第9条、10条関係）

補助金の交付を希望する団体は、下記の公募期間の間に、福岡市子どもの夢応援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて各区長へ申請してください。

- ①事業計画書（別紙①）
- ②事業収支計画書（別紙②）
- ③実施団体の規約
- ④役員名簿

※上記1（5）暴力団の排除の項に該当する団体については、様式「別紙③」をご使用ください。

なお、補助金の交付を決定した場合は、福岡市子どもの夢応援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）にて通知いたします。

公募期間：4月1日～5月31日

（ただし、末日が土日祝日の場合は、その直前の開庁日までとします）

事前連絡の上、各区青少年担当課まで申請書をご提出ください。

【各区青少年担当課 連絡先】

東区役所生涯学習推進課

電話：645-1121 FAX：645-1042

E-MAIL：gakushu.HIWO@city.fukuoka.lg.jp

博多区役所地域支援課

電話：419-1043 FAX：434-0053

E-MAIL：t-shien.HAWO@city.fukuoka.lg.jp

中央区役所企画振興課

電話：718-1055 FAX：714-2141

E-MAIL：kikaku.CWO@city.fukuoka.lg.jp

南区役所企画振興課

電話：559-5064 FAX：559-5014

E-MAIL：kikaku.MWO@city.fukuoka.lg.jp

城南区役所企画振興課

電話：833-4054 FAX：844-1204

E-MAIL：kikaku.JWO@city.fukuoka.lg.jp

早良区役所地域支援課

電話：833-4403 FAX：851-2680

E-MAIL：k-sien@city.fukuoka.lg.jp

西区役所企画振興課

電話：895-7033 FAX：885-0467

E-MAIL：shinko.NWO@city.fukuoka.lg.jp

※補助金の支出方法について

補助金の交付事務には必要書類の提出から通常 1 か月半程度かかります。

なお、交付時期については、年間を通じた事業の終了後に提出していただく実績報告書に基づき額を確定した後に交付する「精算払い」が原則です（市補助金交付規則第 17 条）。

ただし、事業の大半を補助金で賄う必要があるなど、資金計画上やむを得ず事前に補助金の交付が必要と認められる場合は、補助金の交付申請時に「概算払い」の申請をすることができます。「概算払い」を希望する場合は、申請書にその旨を記載してください。（様式集の交付申請書記載例 P 21 参照）

概算払いの必要性や適切な交付時期を判断のうえ、その可否について、交付決定通知書にて通知させていただきます。

○交付申請に関する Q&A

問 11) 申請内容が実施要綱の目的や要件を満たしていれば、必ず助成を受けることができるのですか。

答 11) 必ず助成を受けることができるとは限りません。例えば、事業内容を確認した結果、上限額である 6 万円を下回る交付額となったり、助成できなくなったりする場合があります。

問 12) 自己資金は必ず必要ですか。

答 12) 補助金の上限額が、補助対象事業に必要な経費のうち、補助対象経費の 2 / 3 以内となっていますので、自己資金が必要です。

ただし、予算の関係で、上限額の交付ができない場合があります。あらかじめご了解の上、余裕をもった事業計画を立てていただきますようお願いします。

（２）事業の変更・中止（要綱第 11 条、12 条関係）

天候の悪化などやむを得ない事情で、事業の内容を変更、中止する必要がある場合は、区長の承認が必要です。

各区青少年担当課へ事前相談のうえ、福岡市子どもの夢応援事業変更届（様式第 3 号）または福岡市子どもの夢応援事業中止届（様式第 5 号）の提出をお願いします。

【変更届の提出が必要な項目例】

- ・事業の実施日
- ・事業の内容
- ・団体の代表者
- ・団体の役員（監事）

※概算払いにて補助金を受領され、事業を中止する場合は、補助金を全額返還いただくことがあります。あらかじめご了承ください。

（３）事業実績報告（要綱第 13 条、14 条関係）

補助対象事業が終了した場合は、事業終了後速やかに、福岡市子どもの夢応援事業実績報告書（様式第 7 号）に次の書類を添えて各区長へ提出してください。

①事業成果報告書（別紙④）

②事業収支計算書（別紙⑤）

③地域子ども育成事業（子どもの夢応援事業）アンケート（参考様式参照）

なお、事業内容を調査・確認し、交付すべき補助金の額を確定した場合は、福岡市子どもの夢応援事業補助金確定通知書（様式第 9 号）にて通知いたします。

※③については、紙もしくはデータにて提出してください。

○事業実績報告に関する Q&A

問 13) 事業実績報告書に添付する「事業収支計算書」に監査報告する監事は、誰にしておけばよいですか。

答 13) 実施した事業の決算内容（帳簿や領収書等）を確認できる立場の方であればどなたでも構いませんが、申請者（申請団体）の会計になる方は監事となれませんのでご注意ください。申請を行う前に、監事を選定いただきますようお願いいたします。

なお、交付申請の際に提出される役員名簿には、事前に選定いただいた監事の方がどなたか分かるように記載をお願いします。

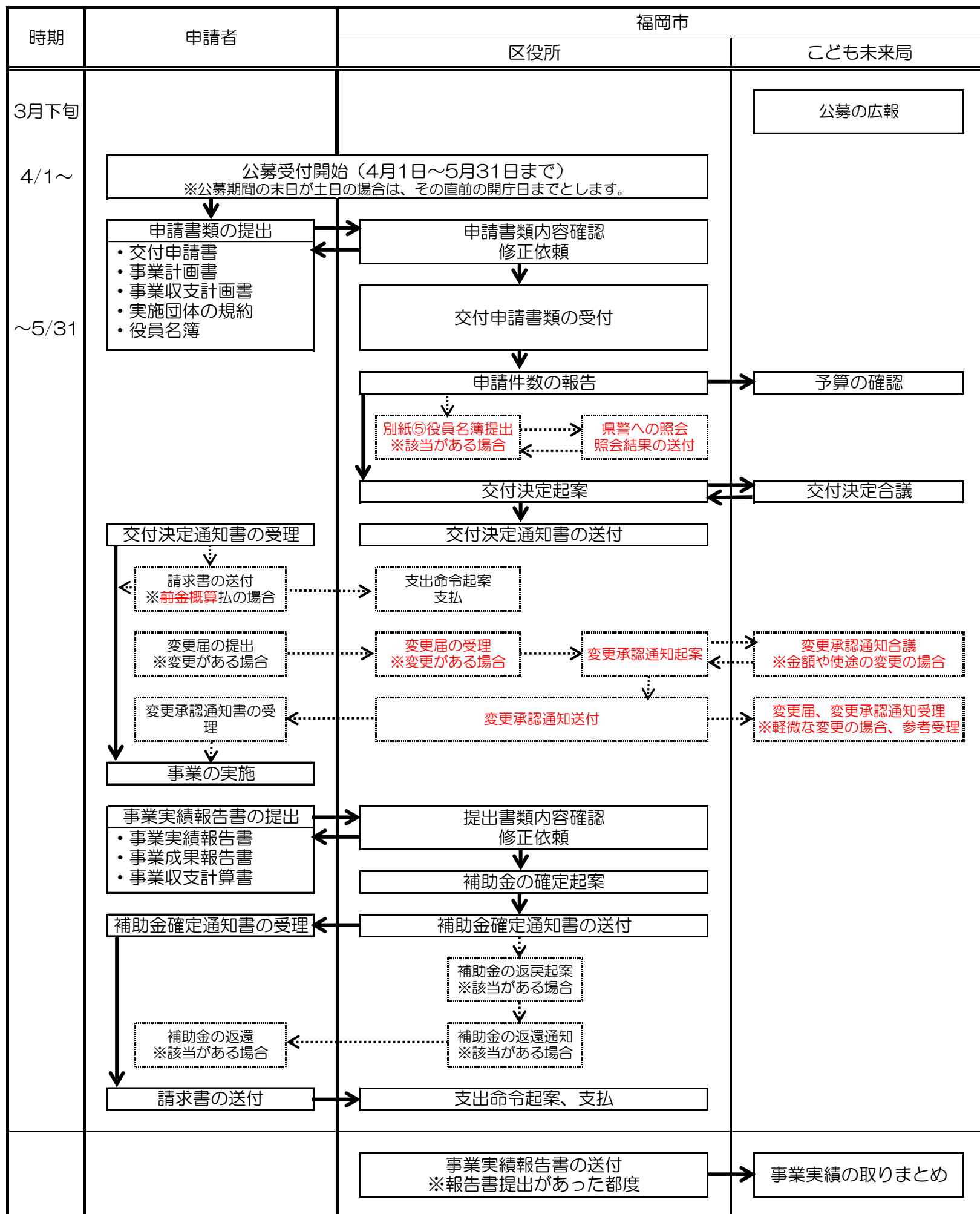
問 14) 事業実績報告書に添付する「地域子ども育成事業（子どもの夢応援事業）アンケート」の実施は必須ですか。また、誰に記載してもらえばよいですか。

答 14) アンケートの実施は必須です。参考様式に記載している内容を必ず盛り込んでください。また、申請団体の子どもたち（イベントの企画・運営に携わった子どもたち）に記載していただくようお願いします。

（４）支払に係る手続きについて

福岡市子どもの夢応援事業補助金確定通知書（概算払いが認められた場合は、福岡市子どもの夢応援事業補助金交付決定通知書）がお手元に届きましたら、請求書（福岡市様式）を各区青少年担当課へ提出ください。

なお、支払いは原則口座振替にて行いますので、団体の代表者名義の口座のご準備と口座振込依頼書兼債権者登録申請書（福岡市様式）の提出をお願いいたします。



福岡市子どもの夢応援事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡市子どもの夢応援事業補助金の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、子どもの社会性や自律性の育成及び地域で子どもを育む活動の活性化に向け、子どもたちが自主的に企画・実施するユニークで夢のある行事や活動を支援することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども おおむね18歳未満の子どもをいう。
- (2) 小学校区 福岡市自治協議会に関する要綱第2条第1項に定める小学校区のことをいう。

(補助対象事業)

第4条 補助金を交付する対象事業は、地域の子どもの対象とし、子どもたちが企画、立案するなど主体的に関わるユニークで夢のある取り組みで、子どもを育む活動の活性化が期待される事業とする。ただし、次の各号に規定する事業については、補助金の交付対象外とする。

- (1) 営利を目的とする活動
- (2) 宗教的又は政治的宣伝活動
- (3) 公序良俗に反する活動
- (4) 例年実施されており、恒例となっている活動
- (5) 本市及び他機関の補助制度の適用を受けている活動（育みネット支援事業による支援は除く。）
- (6) 単に既存の事業や行事（イベント）等に参加する活動
- (7) その他補助することがふさわしくないと区長が認めるもの

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費とする。ただし、別表1に定める経費区分及び内容等については、補助対象外とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、当該事業費のうち補助対象経費の2/3以内とし、6万円を限度とする。

2 補助期間は、単年度とする。

(補助対象者)

第7条 この要綱に基づき、補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。なお、本補助金の交付対象団体は公募により募集する。

- (1) 地域で子どもを健全に育むことを目的とした団体又は地域の子どもの団体であること。
- (2) 代表者が成年者である団体であること。

- (3) 小学校区単位又は中学校区単位で活動している団体で、別表 2 に定める団体であること。
- (4) 営利活動を目的としない団体であること。
- (5) 本市の市税を滞納していないこと。
- (6) 福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 号。以下、「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員もしくは暴排条例第 6 条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（暴力団の排除）

- 第 8 条 区長は、福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 号。次項において「暴排条例」という。）第 6 条の規定に基づき、同条に規定する排除措置を講じるものとする。
- 2 区長は、補助金の交付の申請をした者（第 4 項において「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。
- (1) 暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員
 - (2) 法人でその役員のうちに前号に該当する者のあるもの
 - (3) 暴排条例第 6 条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- 3 区長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- 4 区長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、別表 2 の 3 の項に該当する申請者又は補助事業者に対し当該申請者又は当該補助事業者（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

（補助金の申請）

- 第 9 条 補助金の交付を申請しようとする団体（以下「申請団体」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した福岡市子どもの夢応援事業補助金交付申請書（様式第 1 号）により区長に申請しなければならない。
- (1) 事業計画書
 - (2) 事業収支計画書
 - (3) 申請団体の規約
 - (4) 申請団体の役員名簿
 - (5) その他区長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

- 第 10 条 区長は、補助金の申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、福岡市子どもの夢応援事業補助金交付決定通知書（様式第 2 号）をもって通知する。
- 2 区長は、必要に応じ、補助金の交付申請に係る事項に修正を加えて補助金の交付を決定することができる。

(事業の変更)

第 11 条 補助金の交付決定を受けた団体（以下「補助金交付団体」という。）補助金の交付決定通知を受けた後において、事業を変更する場合は、福岡市子どもの夢応援事業変更届（様式第 3 号）を区長に提出しなければならない。

2 区長は、変更の届出があった場合は、その内容を審査し、変更はやむをえないものと認めたときは、福岡市子どもの夢応援事業補助金変更承認通知書（様式第 4 号）をもって通知する。

(事業の中止)

第 12 条 補助金交付団体は、補助金の交付決定通知を受けた後において、事業を中止する場合は、福岡市子どもの夢応援事業中止届（様式第 5 号）を区長に提出しなければならない。なお、事業の準備等のために既に支出した金額がある場合は、あわせて事業収支計算書を提出するものとする。

2 区長は、中止の届出があった場合は、その内容を審査し、補助金の返還について福岡市子どもの夢応援事業補助金返還通知書（様式第 6 号）をもって通知する。

(実績報告)

第 13 条 補助金交付団体は、事業が完了したときは、速やかに次の各号に掲げる事項を記載した福岡市子どもの夢応援事業実績報告書（様式第 7 号）により区長に報告しなければならない。

- (1) 事業成果報告書
- (2) 事業収支計算書
- (3) その他区長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 14 条 区長は、事業の完了の報告を受けた場合、福岡市子どもの夢応援事業実績調査確認書（様式第 8 号）をもって調査確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、福岡市子どもの夢応援事業補助金確定通知書（様式第 9 号）をもって通知する。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、平成 14 年 6 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 6 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(期間)

この要綱の有効期限は、平成 29 年 3 月 31 日までとする。

(施行期日)

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(期間)

この要綱の有効期限は、平成 33 年 3 月 31 日までとする。

(施行期日)

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(期間)

この要綱の有効期限は、令和 7 年 3 月 31 日までとする。

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(期間)

この要綱の有効期限は、令和 11 年 3 月 31 日までとする。

(施行期日)

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 5 条関係) 補助対象外経費

経費区分	内容等
人件費	団体内部の賃金等
団体の直接的な運営費	事務室の賃借料、コピー機のリース料、電話加入権等
活動内容自体の委託費	事業の事務、企画、運営、調査等活動の中心となる部分の委託
工事請負費	施設整備の費用等
備品購入費	取得した時の性質、形状を変えることなく比較的長期(おおむね 2 年以上で、税込 10、000 円以上)にわたって効用を発揮するもの
入場料	舞台芸術及び音楽鑑賞等に観衆又は聴衆として参加する場合の入場料等
食糧費	打ち上げ、懇親会費、酒類代等。ただし、事業実施のために必要な昼食代、弁当代等は 1 人当たり 500 円以内(講師等は 1 人当たり 1、000 円以内)、茶菓代等は 1 人当たり 200 円以内の範囲で補助対象とし、事業総額の 2 割を限度とする。
その他	その他補助対象経費とすることが適当でないと区長が認める経費。

別表 2 (第 7 条関係)

対 象 と な る 団 体
自治協議会、青少年育成連合会、子ども会育成連合会、小中学校 P T A、小中学校おやじの会、中学校区青少年育成連絡協議会、その他基本的な活動の範囲が小学校校区又は中学校校区の範囲内である団体で、事業の実施にあたって、団体の会員以外にも幅広く参加を呼びかけることができる団体。

福岡市子どもの夢応援事業実施要領

(通則)

第1条 この要領は、福岡市子どもの夢応援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるほか、福岡市子どもの夢応援事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業の実施時期)

第2条 要綱第4条に定める補助対象事業については、6月1日以降に事業を開始するものに限り補助対象とする。

(公募)

第3条 要綱第7条に定める公募については、市政だよりへの掲載等の方法をもって行うものとする。

2 事業の公募期間は、各年度4月1日から5月31日までとする。ただし、次項に定める申請上限数に達していない区においては、この限りでない。

3 各区における申請上限数は、当該年度の予算の範囲内で、各区の自治協議会の数に応じ按分された額の範囲内において、各区長が決定する。

(補助対象団体の特例)

第4条 要綱第7条に規定する団体のうち、思いやりの心推進モデル地区の指定を受けた校区内の団体の申請については、他団体の申請より優先して受付できるものとする。ただし、当該団体が指定を受けた年度又は指定された翌年度に申請された場合に限る。

(交付申請の添付書類)

第5条 要綱第9条第1号に定める事業計画書については別紙1を、同条第2号に定める事業収支計画書については別紙2を、同条第4号に定める役員名簿については別紙3をそれぞれ使用するものとする。ただし、別紙3については、要綱第7条第3号別表2に定める「その他基本的な活動の範囲が小学校区又は中学校区の範囲内である団体で、事業の実施にあたって、団体の会員以外にも幅広く参加を呼びかけることができる団体」に該当する申請者に限る。

(事業実績報告書の添付書類)

第6条 要綱第13条に第1号に定める事業成果報告書については別紙4を、同条第2号に定める事業収支計算書については別紙5をそれぞれ使用するものとする。

附 則

この要領は、平成14年6月24日から施行する。

附 則

この要領は、平成 14 年 6 月 24 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 16 年 6 月 21 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和７年４月１日から施行する。

福岡市子どもの夢応援事業補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 区長

住所

団体名

代表者の役職名・氏名

電話番号

年度福岡市子どもの夢応援事業について、補助金の交付を受けたいので、福岡市補助金交付規則を承知のうえ、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額

金 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 事業収支計画書
- (3) 申請団体の規約
- (4) 申請団体の役員名簿

福岡市子どもの夢応援事業補助金交付申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 〇〇区長

・団体の規約どおりに記入してください。

・規約に事務局を公民館に置
くとしている場合は、公民館
住所を記入してください。

住所 〇〇区〇〇〇-〇〇-〇〇

団体名 〇〇校区子ども会育成連合会

代表者の役職名・氏名 会長 〇〇 〇〇

電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇年度福岡市子どもの夢応援事業について、補助金の交付を受けたいので、福岡市補助金交付規則を承知のうえ、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

なお、事業の実施にあたり、資金調達が困難であるため、補助金の概算払いをお願いします。

記

概算払いが必要な場合は追記
してください。

1 交付申請額

金 60,000 円

事業収支計画書の市補助額を
記入してください。

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 事業収支計画書
- (3) 申請団体の規約
- (4) 申請団体の役員名簿

この申請に関する問い合わせ先が、上記の代表者と異なる場合は追記してください。

【事務担当者】

住 所 〇〇区〇〇〇-〇〇-〇〇

氏 名 〇〇 〇〇

電 話 〇〇〇-〇〇〇〇

(携 帯 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)

福岡市子どもの夢応援事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

区長 印

年 月 日付をもって申請のあった福岡市子どもの夢応援事業補助金について、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

- 1 補助事業名 年度福岡市子どもの夢応援事業（ 校区）
- 2 補助内示金額 円
- 3 補助金交付予定時期 年 月
- 4 補助条件
 - (1) 補助事業の内容、経費の配分又は執行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合においては、区長の承認を受けるべきこと。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、区長の承認を受けるべきこと。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに区長に報告してその指示を受けるべきこと。
 - (4) この交付決定に対して不服がある場合における申請の取り下げをすることができる期間は、この交付決定通知書受領の日から 14 日以内とする。
 - (5) その他福岡市補助金交付規則及び福岡市子どもの夢応援事業補助金交付要綱の定めを遵守すること。

福岡市子どもの夢応援事業変更届

年 月 日

(あて先) 区長

住所 _____

団体名 _____

代表者の役職名・氏名 _____

電話番号 _____

年 月 日付 第 号により補助金の交付決定を受けました事業について、下記のとおり変更するので、届け出します。

記

- 1 補助事業名
年度福岡市子どもの夢応援事業 (校区)
- 2 変更内容
- 3 変更理由
- 4 交付申請額
- 5 添付書類

福岡市子どもの夢応援事業変更承認通知書

第 号
年 月 日

様

区長

年 月 日付をもって届け出のあった福岡市子どもの夢応援事業の変更について、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

- 1 補助事業名 年度福岡市子どもの夢応援事業（ 校区）
- 2 変更内容 変更届記載の「変更の内容」のとおり
- 3 既決定額 円
- 4 変更後額 円

福岡市子どもの夢応援事業中止届

年 月 日

(あて先) 区長

住所 _____
団体名 _____
代表者の役職名・氏名 _____
電話番号 _____

年 月 日付 第 号により補助金の交付決定を受けました事業について、下記のとおり中止するので、届け出します。

記

- 1 補助事業名
年度福岡市子どもの夢応援事業 (校区)
- 2 補助事業の予定実施期間
年 月 日から
年 月 日まで
- 3 中止理由
- 4 補助金の既受領額

福岡市子どもの夢応援事業補助金返還通知書

第 号
年 月 日

様

区長

年 月 日付をもって中止の届け出のあった福岡市子どもの夢応援事業補助金の返還について、下記のとおり通知します。

記

- 1 補助事業名 年度福岡市子どもの夢応援事業（ 校区）
- 2 既交付額 円
- 3 補助対象額 円
- 3 返納額 円
- 4 加算金
- 5 納付期限 年 月 日

福岡市子どもの夢応援事業実績報告書

年 月 日

(あて先) 区長

住所

団体名

代表者役職名・氏名

電話番号

年 月 日付 第 号により補助金の交付決定を受けました事業の実績について、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業名

年度福岡市子どもの夢応援事業 (校区)

2 補助事業の実施期間

年 月 日から

年 月 日まで

3 事業の実施状況

(1) 事業成果報告書

(2) 事業収支計算書

4 補助金の交付決定額と精算額

補助金の交付決定額 円

(補助金の既交付額) (円)

補助金の精算額 円

(記入例)

様式第7号

福岡市子どもの夢応援事業実績報告書

〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 〇〇区長

・交付申請書と同じように記入してください。

住所 〇〇区〇〇〇-〇〇-〇〇

団体名 〇〇校区子ども会育成連合会

代表者の役職名・氏名 会長 〇〇 〇〇

電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇年〇〇月〇〇日付〇〇第〇〇号により補助金の交付決定を受けた事業の実績について、
下記のとおり報告します。

・交付決定書の右上に記載してある日付
と番号を記入してください。

記

1 補助事業名
〇〇年度福岡市子どもの夢応援事業 (〇〇校区)

2 補助事業の実施期間
〇〇年〇〇月〇〇日から
〇〇年〇〇月〇〇日まで

3 事業の実施状況
(1) 事業成果報告書
(2) 事業収支計算書

4 補助金の交付決定額と精算額
補助金の交付決定額
(補助金の既交付額)
補助金の精算額

・概算払いで支払いがあった
場合にご記入ください

60,000円
(60,000円)
60,000円

福岡市子どもの夢応援事業実績調査確認書

年 月 日

所 属

職氏名

印

年 月 日付の福岡市子どもの夢応援事業実績報告書について調査の結果、

- 1 事実と相違ありません。
- 2 下記事項について相違がありました。

記

福岡市子どもの夢応援事業補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

区長

印

年 月 日付の福岡市子どもの夢応援事業実績報告書により、
年度福岡市子どもの夢応援事業補助金の額を下記のとおり確定したので通知します。

記

1 補助事業名

年度福岡市子どもの夢応援事業（ 校区）

2 補助確定金額

円

3 補助条件

福岡市補助金交付規則及び福岡市子どもの夢応援事業補助金交付要綱の定めを
遵守すること。

事業計画書

1 行事名	
2 実施団体名	
3 事業の目的	
4 事業の概要	
5 子どもたちの関わり方 ※子どもたちがどのように事業へ主体的に関わるか記載ください。	
6 実施日 雨天時の対応	
7 実施場所	
8 参加予定人員	() 人 【内訳】 未就学児 () 人、小学生 () 人、中学生 () 人 高校生 () 人、大人 () 人

(記入例)

別紙①

事業計画書

1 行事名	小・中学生交流キャンプ
2 実施団体名	〇〇校区子ども会育成連合会
3 事業の目的	・子どもたちの自主性や自律性を育む。 ・異年齢の集団生活のコミュニケーションをとおして、助け合い精神を学ぶ。
4 事業の概要	1日目 ・レクリエーション、自然体験 ・野外調理(カレーライス) ・交流会ゲームその1 2日目 ・朝食づくり(おにぎり、ホットドッグ) ・交流会ゲームその2 ・反省会及び清掃活動
5 子どもたちの関わり方 ※子どもたちがどのように事業へ主体的に関わるか記載ください。	以下の取り組みを子どもたちが中心になって行う。 ① プログラム作成 ② 朝食・夕食の献立の検討、調理 ③ 交流ゲームの内容の検討 ④ 広報のチラシづくり
6 実施日 雨天時の対応	〇〇年8月25日(土)9時～8月26日(日)12時 雨天決行
7 実施場所	〇〇青少年自然の家
8 参加予定人員	(40) 人 【内訳】 未就学児 () 人、小学生 (30) 人、中学生 () 人 高校生 () 人、大人 (10) 人

事業収支計画書

1 収入

区分	費目	予算額(円)	(内容・内訳)
収 入			
	合 計		

2 支出

区分	費目	予算額(円)	うち補助対象 経費	(内容・内訳)	
支 出				補助 対象	
				対象外	
				補助 対象	
				対象外	
				補助 対象	
				対象外	
				補助 対象	
				対象外	
				補助 対象	
				対象外	
				補助 対象	
				対象外	
	合 計				

(注)※1 収入と支出の合計が一致するように記入してください。

※2 支出費目については、チェックシートを参照に記入してください。

※3 食糧費は、条件を満たしたものののみ補助対象となります。チェックシートで確認してください。

※4 補助上限額は、補助対象経費の3分の2以内で6万円を上限とします。チェックシートで確認してください。

事業収支計画書

1 収入

区分	費目	予算額(円)	(内容・内訳)
収入	参加者負担金	4,000	100円×40名
	自己資金	63,100	〇〇校区子ども会育成連合会より
	市補助金	60,000	子どもの夢応援事業補助金
	合 計	127,100	

別紙の「費目の説明」を参照にご記入ください。

予算の内訳をできる限り詳細に記入してください。

2 支出

区分	費目	予算額(円)	うち補助対象経費	(内容・内訳)	
支出	報償費	7,600	7,600	補助対象	講師謝礼7,600円(3,800円×2時間)
				対象外	
	印刷消耗品費	49,700	49,700	補助対象	参加募集チラシ(10円×300枚)、参加募集ポスター(200円×10枚)、食材費34,000円(カレーライス用)、雑費5,700円(紙コップ、洗剤、割り箸、薪)、木工ボンド(200円×10個)、マジック(500円×6セット)
				対象外	
	借損料	9,800	9,800	補助対象	施設利用料5,200円(100円×40名+200円×6名)、シーツ使用料4,600円(100円×46名)
				対象外	
	自動車借上料	50,000	50,000	補助対象	バス借用料50,000円
				対象外	
	食糧費	10,000	8,000	補助対象	茶菓代8,000円
				対象外	茶菓代2,000円
	合 計	127,100	125,100		

別紙の「食糧費の取り扱いについて」のチェックシートをご活用ください。

食糧費総額10,000円(250円×40名)うち、補助上限額(200円×40名分のみ補助対象)

茶菓代の上限額の200円を超えた分については、「対象外」の欄に記載してください。また、内訳が分かるように、補足説明の記入をお願いします。

(注)※1 収入と支出の合計が一致するように記入してください。

※2 支出費目については、チェックシートを参照に記入してください。

※3 食糧費は、条件を満たしたものののみ補助対象となります。チェックシートで確認してください。

※4 補助上限額は、補助対象経費の3分の2以内で6万円を上限とします。チェックシートで確認してください。

チェックシート

○費目の説明(補助対象経費)

費目名	該当項目例
報償費	講師等の謝礼金、トロフィー等の記念品 など
印刷消耗品費	チラシ等の印刷代、写真現像代、製本代、工作等の原材料・文房具等の消耗品(単価が税込1万円未満のもの)、競技用(パン食い競争等)の食材、料理教室等の食材 など
被服費	Tシャツや帽子等の被服類
役務費	バス運賃・電車運賃、郵便切手・はがき購入、賠償責任保険料等の保険料 など
自動車借上料	タクシー代、大型バス(運転手付きで借り上げるもの) など
借損料	会場借上料、レンタカー代、機械器具借上料、有料道路・橋の通行料、物品等の使用料、駐車場使用料、入場料※ など

※舞台芸術及び音楽鑑賞等に観衆、聴衆として参加する場合の入場料は、その名称を問わず補助対象外とします。

○食糧費の取り扱いについて

食糧費の補助対象経費額は、以下のとおり計算し、別紙②の補助対象に記載してください。

① 昼食代・弁当代等で1食1人当たり500円以内であるものの金額と

茶菓代等で1人1回当たり200円以内であるものの金額の合計

A _____ 円

② 事業総額(別紙②予算額合計)×0.2【食糧費補助対象上限額】

B _____ 円
(小数点以下切り捨て)

③ 食糧費補助対象額

_____ 円

i) A<Bの場合:補助対象額はAの金額を記載

ii) A≥Bの場合:補助対象額はBの金額を記載

○補助上限額について

補助上限額は、以下のとおり計算し、様式第1号交付申請書の交付申請額に記載してください。

① 補助対象事業費(別紙②補助対象経費合計)×2/3

A _____ 円
(小数点以下切り捨て)

② 補助上限額

_____ 円

i) A<60,000円の場合:補助上限額はAの金額を記載

ii) A≥60,000円の場合:補助上限額は60,000円を記載

チェックシート

○費目の説明(補助対象経費)

費目名	該当項目例
報償費	講師等の謝礼金、トロフィー等の記念品 など
印刷消耗品費	チラシ等の印刷代、写真現像代、製本代、工作等の原材料・文房具等の消耗品(単価が税込1万円未満のもの)、競技用(パン食い競争等)の食材、料理教室等の食材 など
被服費	Tシャツや帽子等の被服類
役務費	バス運賃・電車運賃、郵便切手・はがき購入、賠償責任保険料等の保険料 など
自動車借上料	タクシー代、大型バス(運転手付きで借り上げるもの) など
借損料	会場借上料、レンタカー代、機械器具借上料、有料道路・橋の通行料、物品等の使用料、駐車場使用料、入場料※ など

※舞台芸術及び音楽鑑賞等に観衆、聴衆として参加する場合の入場料は、その名称を問わず補助対象外とします。

○食糧費の取り扱いについて

食糧費の補助対象経費額は、以下のとおり計算し、別紙②の補助対象に記載してください。

- ① 昼食代・弁当代等で1食1人当たり500円以内であるものの金額と
茶菓代等で1人1回当たり200円以内であるものの金額の合計 A 8,000 円
- ② 事業総額(別紙②予算額合計) × 0.2【食糧費補助対象上限額】 B 25,420 円
(小数点以下切り捨て)
- ③ 食糧費補助対象額 8,000 円
- i) A < Bの場合: 補助対象額はAの金額を記載
- ii) A ≥ Bの場合: 補助対象額はBの金額を記載

○補助上限額について

補助上限額は、以下のとおり計算し、様式第1号交付申請書の交付申請額に記載してください。

- ① 補助対象事業費(別紙②補助対象経費合計) × 2/3 A 83,400 円
(小数点以下切り捨て)
- ② 補助上限額 60,000 円
- i) A < 60,000円の場合: 補助上限額はAの金額を記載
- ii) A ≥ 60,000円の場合: 補助上限額は60,000円を記載

役 員 名 簿

【団体（法人）名： 】

役 職 名	フリガナ		生 年 月 日			
	氏 名	元号 ※該当する元号を○で 囲んでください。	年	月	日	
		明 ・ 大				
		昭 ・ 平				
		明 ・ 大				
		昭 ・ 平				
		明 ・ 大				
		昭 ・ 平				
		明 ・ 大				
		昭 ・ 平				
		明 ・ 大				
		昭 ・ 平				

※役員全員を記載してください。

※この役員名簿により収集した個人情報については、この補助金からの暴力団排除のため福岡県警察への照会確認に使用します。

事業成果報告書

行事名

団体名

1 事業の実施状況

(1) 実施内容

(2) 実施日

(3) 実施場所

(4) 参加者数

未就学児	小学生	中学生	高校生	大人	計

2 事業の成果

(1) 事業実施により、どのような成果があったか記入して下さい。

(2) 子どもたちはどのように主体的に関わったか記入してください。

3 事業の課題点、反省点

事業実施により、課題点や反省点があれば記入して下さい。

※ 事業実施状況がわかるような資料、写真（数枚）等を添付して下さい。
（記入例）

事業成果報告書

行事名 小・中学生交流キャンプ

団体名 ○○校区子ども会育成連合会

1 事業の実施状況

(1) 実施内容

1日目

- ・レクリエーション、自然体験
- ・野外調理(カレーライス)
- ・交流会ゲームその1

2日目

- ・朝食づくり(おにぎり、ホットドッグ)
- ・交流会ゲームその2
- ・反省会及び清掃活動

(2) 実施日

1日目: ○○年8月25日(土)9時**2日目: ○○年8月26日(日)11時**

(3) 実施場所

○○青少年自然の家

(4) 参加者数

未就学児	小学生	中学生	高校生	大人	計
1	30			19	50

2 事業の成果

(1) 事業実施により、どのような成果があったか記入して下さい。

子どもたちに企画の段階から取り組ませたことにより、自ら考え行動する力や最後までやり遂げる実行力とリーダーシップを育むことができた。

また、通常の日常生活では体験できない異学年での集団生活は、子どもたちの自主性や自律心、また、お互いを思いやる心を育むことができた。

(2) 子どもたちはどのように主体的に関わったか記入してください。

- ・子どもたちがイベント全体のスケジュールを作成した。また、交流グループの内容を自分たちで企画し、実施した。
- ・イベントの広報チラシを協力して作成し、公民館や小学校へ掲示してもらえないかの交渉まで実施した。
- ・起床時間になると、早く起きた子どもたちが率先して他の子どもたちを起こし、みんなで協力して片付けていた。

3 事業の課題点、反省点

事業実施により、課題点や反省点があれば記入して下さい。

- ・2日目に計画していたスタンプラリーは、参加できる大人が少なくなったため中止することになった。多くの大人が参加できるよう日曜日の開催としていたが、うまくいかなかった。今後は大人が急遽参加できなくなった場合の計画も立てておきたい。

※事業実施状況がわかるような資料、写真(数枚)等を添付して下さい。

事業収支計算書

1 収入

区分	費目	決算額(円)	(内容・内訳)
収入			
	合 計		

2 支出

区分	費目	決算額(円)	うち補助対象 経費	(内容・内訳)	
支出				補助 対象	
				対象外	
				補助 対象	
				対象外	
				補助 対象	
				対象外	
				補助 対象	
				対象外	
				補助 対象	
				対象外	
				補助 対象	
				対象外	
	合 計				

(注) ※1 収入と支出の合計が一致するように記入してください。

※2 支出費目については、チェックシートを参照に記入してください。

※3 食糧費は、条件を満たしたもののみ補助対象となります。チェックシートで確認してください。

※4 補助上限額は、補助対象経費の3分の2以内で6万円を上限とします。チェックシートで確認してください。

上記の支出について、現金出納簿・領収書・通帳等、関係書類を照合・点検した結果、適正であると認めます。

年 月 日

監事

事業収支計算書

1 収入

区分	費目	決算額(円)	(内容・内訳)
収入	参加者負担金	50,000	1,000円×50名
	自己資金	27,040	〇〇校区子ども会育成連合会より
	市補助金	60,000	子どもの夢応援事業補助金
	合 計	137,040	

決算の内訳をできる限り詳細に記入してください。

2 支出

区分	費目	決算額(円)	うち補助対象経費	(内容・内訳)	
支出	報償費	7,600	7,600	補助対象	講師謝礼7,600円(3,800円×2時間)
				対象外	
	印刷消耗品費	55,300	55,300	補助対象	参加募集チラシ(10円×300枚)、参加募集ポスター(200円×15枚)、食材費36,050円(カレーライス用)、雑費8,250円(紙コップ、洗剤、割り箸、薪)、木工ボンド(200円×10個)、マジック(500円×6セット)
				対象外	
	借損料	10,800	10,800	補助対象	施設利用料5,800円(100円×44名+200円×6名)、シーツ使用料5,000円(100円×50名)
				対象外	
	自動車借上料	50,000	50,000	補助対象	バス借用料50,000円
				対象外	
	役務費	840	840	補助対象	郵便料840円(84円×10)
				対象外	
	食糧費	12,500	10,000	補助対象	茶菓代10,000円
				対象外	食糧費総額12,500円(250円×50名)うち、補助上限額(200円×50名分のみ補助対象)
	合 計	137,040	134,540		

茶菓代の上限額の200円を超えた分については、「対象外」の欄に記載してください。
また、内訳が分かるように、補足説明の記入をお願いします。

(注)※1 収入と支出の合計が一致するように記入してください。

※2 支出費目については、チェックシートを参照に記入してください。

※3 食糧費は、条件を満たしたものののみ補助対象となります。チェックシートで確認してください。

※4 補助上限額は、補助対象経費の3分の2以内で6万円を上限とします。チェックシートで確認してください。

役員名簿の監事の方を記名(署名・印刷等)してください。

上記の支出について、現金出納簿・領収書・通帳等、関係書類を照合・点検した結果、過不足なく認めます。

〇〇年〇〇月〇〇日

監事 〇〇 〇〇

○費目の説明(補助対象経費)

費目名	該当項目例
報償費	講師等の謝礼金、トロフィー等の記念品 など
印刷消耗品費	チラシ等の印刷代、写真現像代、製本代、工作等の原材料・文房具等の消耗品(単価が税込1万円未満のもの)、競技用(パン食い競争等)の食材、料理教室等の食材 など
被服費	Tシャツや帽子等の被服類
役務費	バス運賃・電車運賃、郵便切手・はがき購入、賠償責任保険料等の保険料 など
自動車借上料	タクシー代、大型バス(運転手付きで借り上げるもの) など
借損料	会場借上料、レンタカー代、機械器具借上料、有料道路・橋の通行料、物品等の使用料、駐車場使用料、入場料※ など

※舞台芸術及び音楽鑑賞等に観衆、聴衆として参加する場合の入場料は、その名称を問わず補助対象外とします。

○食糧費の取り扱いについて

食糧費の補助対象経費額は、以下のとおり計算し、別紙⑤の補助対象に記載してください。

- ① 昼食代・弁当代等で1食1人当たり500円以内であるものの金額と

茶菓代等で1人1回当たり200円以内であるものの金額の合計 A _____ 円

- ② 事業総額(別紙⑤決算額合計)×0.2【食糧費補助対象上限額】

B _____ 円
(小数点以下切り捨て)

- ③ 食糧費補助対象額

_____ 円

i) A<Bの場合:補助対象額はAの金額を記載

ii) A≥Bの場合:補助対象額はBの金額を記載

○補助上限額について

補助上限額は、以下のとおり計算し、様式第5号実績報告書の交付申請額に記載してください。

- ① 補助対象事業費(別紙⑤補助対象経費合計)×2/3

A _____ 円
(小数点以下切り捨て)

- ② 補助上限額

_____ 円

i) A<60,000円の場合:補助上限額はAの金額を記載

ii) A≥60,000円の場合:補助上限額は60,000円を記載

○費目の説明(補助対象経費)

費目名	該当項目例
報償費	講師等の謝礼金、トロフィー等の記念品 など
印刷消耗品費	チラシ等の印刷代、写真現像代、製本代、工作等の原材料・文房具等の消耗品(単価が税込1万円未満のもの)、競技用(パン食い競争等)の食材、料理教室等の食材 など
被服費	Tシャツや帽子等の被服類
役務費	バス運賃・電車運賃、郵便切手・はがき購入、賠償責任保険料等の保険料 など
自動車借上料	タクシー代、大型バス(運転手付きで借り上げるもの) など
借損料	会場借上料、レンタカー代、機械器具借上料、有料道路・橋の通行料、物品等の使用料、駐車場使用料、入場料※ など

※舞台芸術及び音楽鑑賞等に観衆、聴衆として参加する場合の入場料は、その名称を問わず補助対象外とします。

○食糧費の取り扱いについて

食糧費の補助対象経費額は、以下のとおり計算し、別紙⑤の補助対象に記載してください。

① 昼食代・弁当代等で1食1人当たり500円以内であるものの金額と

茶菓代等で1人1回当たり200円以内であるものの金額の合計 A 10,000 円

② 事業総額(別紙⑤決算額合計)×0.2【食糧費補助対象上限額】

B 27,404 円
(小数点以下切り捨て)

③ 食糧費補助対象額

10,000 円

i) A<Bの場合:補助対象額はAの金額を記載

ii) A≥Bの場合:補助対象額はBの金額を記載

○補助上限額について

補助上限額は、以下のとおり計算し、様式第5号実績報告書の交付申請額に記載してください。

① 補助対象事業費(別紙⑤補助対象経費合計)×2/3

A 89,680 円
(小数点以下切り捨て)

② 補助上限額

60,000 円

i) A<60,000円の場合:補助上限額はAの金額を記載

ii) A≥60,000円の場合:補助上限額は60,000円を記載

下記の項目は必ず盛り込んでください。
それ以外に、イベントの実情に応じて追加していただいて構いません。

地域子ども育成事業（子どもの夢応援事業）アンケート

アンケートの回答にご協力ください。あてはまる番号に○をつけてください。

① この活動に参加してどうでしたか

とてもよかった よかった 普通 あまりよくなかった よくなかった

5 4 3 2 1

② この活動では、自分の考えで行動することができましたか

できた 少しできた どちらでもない あまりできなかった できなかった

5 4 3 2 1

③ この活動での経験を、普段の生活や学校でどのように生かせると思いますか